

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関川村自然環境管理公社（以下「公社」という）の役員および評議員（以下「役員」という）に支給する報酬および手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は次のとおりとする。ただし、関川村の常勤の役職員を兼ねる者については、これを支給しない。

(1) 理事長	年額	100,000円
(2) 副理事長	年額	20,000円
(3) 専務理事	月額	180,000円
(4) 理事	年額	15,000円
(5) 監事	年額	15,000円
(6) 評議員	年額	10,000円

(報酬の日割、月割)

第6条 新たに役員（専務理事を除く）となった者には、その月から月割で報酬を支給する。

- 2 新たに専務理事となった者には、その日から日割で報酬を支給する。
- 3 役員（専務理事を除く）が退職したときは、その月まで月割で報酬を支給する。
- 4 専務理事が退職したときは、その日まで日割で報酬を支給する。
- 5 報酬はいかなる場合においても重複して支給しない。
- 6 役員間に異動があった場合において異動後の報酬額が異動前の額と相違することとなるときの報酬額の算定については理事長が定める。

(手当)

第4条 専務理事に次の手当を支給する。ただし、関川村の常勤の役職員を兼ねる者については、これを支給しない。

- (1) 扶養手当
- (2) 通勤手当
- (3) 期末手当

(報酬等の支給日)

第5条 役員（専務理事を除く）報酬は当該年度末の3月中に支給する。

2 専務理事の報酬及び手当は、関川村一般職員の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬および手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。